

事 務 連 絡

平成 2 2 年 1 2 月 3 日

各

都道府県
政 令 市
特 別 区

 衛生主管部（局）感染症担当課 御中

厚生労働省健康局
結核感染症課

島根県において分離された鳥インフルエンザ（H5N1）について
（情報提供）

11月30日付け事務連絡にて、島根県における鳥類から高病原性鳥インフルエンザ（H5亜型）が疑われる事例が発生した旨のお知らせしたところですが、今般、別添のとおり農林水産省より、H5N1亜型の高病原性鳥インフルエンザウイルスであることが確認されたとの発表がありましたので、取り急ぎ情報提供いたします。

引き続き、鳥インフルエンザ（H5N1）が鳥類で発生した場合の調査等については、平成18年12月27日付け健感発第1227003号に基づき、適切な対応をお願いします。

高病原性鳥インフルエンザウイルスのN亜型の確定について

- ・ 島根県で発生した高病原性鳥インフルエンザのウイルスについて、(独)農研機構動物衛生研究所により性状を検査した結果、本日、N亜型が判明し、H5N1亜型(強毒タイプ)であることを確認しました。

1. 概要

- (1) 島根県で発生した高病原性鳥インフルエンザのウイルスについて、(独)農研機構動物衛生研究所により性状を検査した結果、本日、N亜型はN1亜型であることが判明し、H5N1亜型(強毒タイプ)であることを確認しました。
- (2) (独)農研機構動物衛生研究所では、引き続きウイルスの遺伝子解析等を行う予定です。

2. その他

- (1) 高病原性鳥インフルエンザは、鶏等の鳥の病気であり、感染鶏の肉や卵が市場に出回ることはありませんが、仮に感染鶏の肉や卵を摂取しても人が感染することはなく、人体には影響ありません。
- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあることから、厳に慎むよう御協力をお願いします。

お問い合わせ先

消費・安全局動物衛生課
担当者：伏見、嶋崎
代表：03-3502-8111(内線 4581)
ダイヤルイン：03-3502-5994
FAX：03-3502-3385

当資料のホームページ掲載 URL
<http://www.maff.go.jp/j/press/>